

通所介護

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金		
			1割負担	2割負担	3割負担
延長加算	所要時間が9時間以上 10時間未満の場合	500円	50円	100円	150円
	所要時間が10時間以上 11時間未満の場合	1,000円	100円	200円	300円
	所要時間が11時間以上 12時間未満の場合	1,500円	150円	300円	450円
	所要時間が12時間以上 13時間未満の場合	2,000円	200円	400円	600円
	所要時間が13時間以上 14時間未満の場合	2,500円	250円	500円	750円
入浴介助加算	利用者の入浴介助を行った 場合（1日につき）	500円	50円	100円	150円
若年性認知症 利用者 受入加算	若年性認知症利用者へサー ビス提供した場合 （1日につき）	600円	60円	120円	180円
サービス提供 体制強化加算 I（イ）	当該加算の体制・人材要件 を満たす場合 （1回につき）※（注3）	180円	18円	36円	54円
山間地域等に 居住する者へ のサービス 提供加算	中山間地域等（＝新潟県の 場合は全域）において、 <u>通常 の事業の実施地域以外</u> に 居住する利用者へサービス 提供した場合 ※（注3）	1月の利用料金 （基本部分＋延長 加算）の5%	左記額の 1割	左記額の 2割	左記額の 3割
介護職員 処遇改善加算 I	当該加算の算定要件を満た す場合 ※（注3） ※加算I～Vのいずれか1 つを算定する。	1月の利用料金 （基本部分＋各種加 算減算）の5.9 %	左記額の 1割	左記額の 2割	左記額の 3割
介護職員 処遇改善加算 II		1月の利用料金 （基本部分＋各種加 算減算）の4.3 %	左記額の 1割	左記額の 2割	左記額の 3割
介護職員 処遇改善加算 III		1月の利用料金 （基本部分＋各種加 算減算）の2.3 %	左記額の 1割	左記額の 2割	左記額の 3割
介護職員 処遇改善加算		加算IIIの 90%	左記額の 1割	左記額の 2割	左記額の 3割

IV					
介護職員 処遇改善加算 V		加算Ⅲの 80%	左記額の 1割	左記額の 2割	左記額の 3割

(注3) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。